

「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」（以下「委員会」という）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この委員会は、東日本大震災により被害を受けた河川・海岸施設の復旧を目的に景観・利用・環境へ配慮すべき事項について、専門家からの助言・指導を受けるものである。

第3条（組織）

委員会は、東北地方整備局長が設置する。

- 2 委員会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は別紙のとおりとする。

第4条（委員会・委員会運営）

委員会委員の任期は平成25年3月31日迄とする。

第5条（委員長）

委員会は委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を招集し、その運営と進行を総括する。

第6条（事務局）

委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、東北地方整備局河川部河川工事課、宮城県土木部河川課に置く。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条（検討委員会の公開）

本検討委員会は原則公開とする。なお、委員会傍聴にあたっては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」に係る傍聴規定による。

第9条（雑則）

この規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は平成23年11月25日より施行する。

宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会

委員名簿

氏名	所属・役職	専門分野
さわもと まさき 澤本 正樹	東北大学 名誉教授	河川・海岸
すわ よしお 諏訪 義雄	国土技術政策総合研究所海岸環境研究室長	海岸
たかさき みつる 高崎 みつる	石巻専修大学生物生産工学科教授	水質
たかとり ともお 高取 知男	元仙台市科学館副館長	魚類
たけまる かつろう 竹丸 勝朗	日本野鳥の会宮城県支部 支部長	鳥類
たなか ひとし 田中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授	河川・海岸
ないとう としひこ 内藤 俊彦	宮城植物の会 理学博士	植物
ひらの かつや 平野 勝也	東北大学大学院 情報科学研究科 准教授	景観
まの あきら 真野 明	東北大学大学院 工学研究科 教授	河川・海岸

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

林野庁東北森林管理局 森林整備部

林野庁東北森林管理局 宮城北部森林管理署

林野庁東北森林管理局 仙台森林管理署

農林水産省東北農政局 整備部

「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」に係る傍聴規定

1. 「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般及び報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、傍聴人と委員会関係者に区分するものとする。
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - イ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ウ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (4) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。